

広島県東部厚生環境事務所 東部保健所 受付	
第	号
-4.8.30	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

別記第 37 号様式 (省令第 45 条の 2 関係)

特定麻薬等原料卸小売業者業務 (変更) 届

麻薬等原料営業所	所在地	広島県福山市大門町一丁目 3 7 番 1 2 号
	名称	広島和光株式会社 福山営業所
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ N-アセチルアントラニル酸及びその塩類 ・ イソサフロール ・ エルゴタミン及びその塩類 ・ エルゴメトリン及びその塩類 ・ 過マンガン酸カリウム ・ サフロール ・ ピペロナル ・ 3, 4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン ・ 無水酢酸 ・ リゼルギン酸及びその塩類 ・ 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類 ・ 1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類 ・ メチル=2-メチル-3- (3, 4-メチレンジオキシフェニル) -オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類 ・ 2-メチル-3- (3, 4-メチレンジオキシフェニル) -オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類 ・ 4-アニリノピペリジン及びその塩類 ・ 1, 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類 ・ N-フェニル-N- (ピペリジン-4-イル) プロパンアミド及びその塩類 	
備考	<p>業務を届け出た年月日：令和 3 年 9 月 2 日</p> <p>業務変更の事由：取り扱い品名の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-アニリノピペリジン及びその塩類 ・ 1, 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類 ・ N-フェニル-N- (ピペリジン-4-イル) プロパンアミド及びその塩類 <p>業務変更の年月日：令和 4 年 8 月 26 日</p>	
<p>上記のとおり、業務 (変更) を届け出ます。</p> <p>令和 4 年 8 月 23 日</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 広島市南区 段原日出一丁目 1 番 1 5 号</p> <p>氏名 (法人にあっては、名称) 広島和光株式会社 代表取締役 木村 洋介</p> <p>広島県知事様 (保健所設置市のみ)</p> <p>広島県 福山市 保健所長 様</p>		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。
- 2 変更届の場合、備考欄に業務を届け出た年月日、業務変更の事由及びその年月日を記載すること。

